

日本労働年鑑 第25集 1953年版
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第一章 争議の大勢

第二節 争議件数および参加人員

一九五一年における争議総数(本年間に新規に発生した争議件数に、前年から繰越し継続している争議件数を加えたもの)は一、一八六件、その参加人員は約二八二万人であって、前年度にくらべると、件数では三〇〇件ほど減少したが、参加人員では四七万人余り増加している。

戦後七年の労働争議の動きを大観すると、敗戦直後から未曾有の昂揚期に入って一九四八年、それも前半期に頂点に達し、その後は停滞ないし下降しつつあったものが、ようやくこの年から再び活発化の傾向に転じたといえる。争議件数からみると、四八年には一、五一七件のピークを記録し、その後翌四九年に約一〇〇件減少し、五〇年には若干回復して約七〇件増加しているが、五一年になると一挙に約三〇〇件の減少となった。しかし労働運動の波を最も良くあらわす参加人員の数からいうと、四八年のピーク六七七万人から、四九年には三三〇万人へと半数以下に激減し、五〇年も引きつずいて約一〇〇万人の減少がみられたが、五一年になると二年来の減退傾向をやぶって増大したことが知られる(第二〇四表)。五一年度の参加人員増加は争議行為を伴った争議については一層顕著であり、中でも作業停止争議については更に高い増加率を示している。右のような大勢は新規発生争議のみの統計をみると一層はつきりする。第二〇五表に示されるように、半期別にすると、総争議(各種の争議形態を含んだ合計)についても、その中の同盟罷業のみについても、その参加人員数は一九四八年前半期の頂点からの減少傾向が再び五一年から顕著な増大傾向に転じているのである。また同じ表によれば、四八年以後毎年、後半期がいずれも前半期より相当の減少を示しているのに対して、五一年に入るとそれが逆転、後半期の方が前半期よりはるかに増大していることが注目され、それは次年度への昂揚をすでに示唆している。なお前年度および前前年度の年鑑に指摘しておいたように、統計面にあらわれた四八年以降の争議の波の退勢が主として上からの内外国家権力によるものであり、とくに公務員からの罷業権の剥奪が大きくひびいていとすれば、同じようにまだ公務員に罷業権が認められていない五一年の争議参加人員数が、その罷業権の認められていた四八年の数字に接近しようとしていることに注意する必要がある。

さて右にみたように、五一年度は争議件数の減少にもかかわらず争議参加人員が増加していることは、平均一件あたり参加人員の増大、すなわち争議が大規模化したことを示すものである。事実のちにみるように(第四節参照)、小規模争議は減少して、参加人員の多い大規模争議がこの年には顕著に増加しているのである。前年度、労働運動にとっての悪条件の一層の推積に伴って小規模争議が増加したことを指摘したが(第24参照)、この年に入ると右の小規模化傾向は明らかに逆転している。このことも又、戦後の労働運動史上、重大な意味をもつものであろう。

次に五一年度の争議件数および参加人員数の月別推移をみよう(第二二二表・二二三表)。

争議件数からみると、新規発生争議は一月の四一件(戦後最低)から急増して三月には八〇件になり、以後一〇月まで毎月七五ないし一〇六件を上下していたが、年末には激増して一二月には二一七件というレコードを作った。新規発生争議に前月からの繰越争議を加えた件数もほぼ同じ変化を示し、一二月には三〇九件であった。一二月の争議件数は、いずれも戦前戦後を通じての最大の数字である。前年度に破ったレコードは本年さらに更新された。しかし件数だけでは、その基礎となる各争議の規模が不同であるから、全体の傾向を知るには争議参加人員を取る方が適切である。

参加人員からみると、新規発生争議においては、一月には一万人を割って戦後の最低記録であったが、二月には一挙に二二万、三月に七万に落ちたが、四月には再び二九万人、五月五万、六月一十一万、七月一八万、八月七万、九月四一万、一〇月七万、十一月一六万、十二月三八万とかなり大幅の上下をしながらも、春と秋から年末への二つの山を作った。繰越争議を加えた総参加人員についても大体同じで、最低は八月の七二万、最高は十一月の一十九万、春と秋から年末へかけての二つの山はいずれも一ヵ月一〇〇万人を越した。

例年のいわゆる春期攻勢のほかに、それに劣らぬ強さをもって秋期攻勢、さらにこれときびすを接して年末攻勢の盛り上がりが見られたことは、五一年の労働争議の波を特長づけるものであり、またこのことによって後半期の動きが久しぶりに前半期の動きを凌駕する勢いを示したが、このような季節的動向の型は、六一八月の夏にピークを示した一九三〇年以前の争議、四一五月にピークを示した戦時中の争議、さらに三一四月にピークを示した一九四八―五〇年の争議に対して、むしろ終戦直後の争議の波に近い。

なお作業停止労働争議(同盟罷業と工場閉鎖)によって生じた損失労働日延日数の推移は第二〇六表の通りであって、一ヵ月一〇万日以下の月はわずかに四つにすぎず、一〇〇万日以上が二つある。二月の損失日数は前年三月の炭労ストの時および四六年の一〇月闘争の時について大きい。年間総損失日数六〇〇万日は、前二年の数を越して四八年の域に近づくことは、争議参加人員数の増大と共にこの年の争議の規模と熾烈さを示すものといえよう。

(註)労働損失日数とは作業停止労働争議(同盟罷業および工場閉鎖が行われた期間に、実際に作業の損失となった延日数の合計である。それには直接損失日数と間接損失日数とがあり、前者は争議参加人員中直接に同盟罷業または工場閉鎖に参加した労働者による損失労働日数であり、後者は一部の労働者が作業停止争議を行っているためにその事業所の他の労働者が作業を停止せざるをえなかった場合および作業停止争議後その復元のための労働損失日数である。それで間接的損失といっても、他の作業所への波及や停電ストによる一般工場の作業停止などは含まれていない。

直接損失日数は従前から労働省によって公表されていたが、間接損失日数の方は五一年四月分から公表されるに至ったもので、それ以前の数字はえられない。

労働省による損失日数の計算方法は、直接、間接をとわず短期間の作業停止争議の場合は作業停止を行った労働者の延人員をとり、長期の場合は作業停止人員に可能労働日数を乗じる。従来は七日以上継続のときは一律に七日につき一日を差引いて日数を計算したが、五〇年度から可能労働日数をもって計算する。可能労働日数とは、暦日の日数から、その事業所で実際に休日と定めた日を差引いた日数である。ただし四時間未満の罷業は含まれず、一日のうち四時間以上の罷業はすべて一日として計算する。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
